

6障第3310号
令和7年3月13日

法人等各位

佐世保市長 宮島大典
(保健福祉部障がい福祉課)

佐世保市における指定就労継続支援B型事業所の指定調整について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力いただき、お礼申し上げます。

本市では、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条に基づく、指定就労継続支援B型事業所(以下「B型事業所」という。)の指定について、令和6年度末までは新規及び増員については認めないこととしております。

つきましては、今後について下記の方針にて調整することとしたので通知します。

記

1. 方針

- ① B型事業所の定員は、令和7年度利用者見込みを上回る見込みであることから、令和7年度末までの1年間は、新規および増員については認めないこととして指定調整を継続します。
- ② 次のような事情がある場合、認めることとします。
 - ・ 法人の合併や分割、廃業による事業承継等において、実施法人が変更となる場合は、既存の指定を廃止し、新規指定申請の手続きが必要となります。この場合、内容を確認したうえで、定員数や事業運営に影響がない場合等に限り、認めることとします。
 - ・ 多機能型事業所として「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」第89条(規模による特例)の規定により20人未満の定員で指定就労継続支援B型事業を行っている事業所が、他事業を廃止し、単独型のB型事業所に移行するときは特例が適用不可となるため、当該B型事業所の事業継続を維持するために、定員20人までの増員を認めることとします。

2. 問い合わせ先

項目	担当課	連絡先
指定調整に関する件	障がい福祉課	0956-24-1111 内線 5107
指定申請に関する件	指導監査課	0956-24-1111 内線 5372

〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号佐世保中央保健福祉センター

以 上